



令和 9 年度

保育所入所申込（給付認定申請）案内

【 申込受付期間 】

令和8年11月2日（月）から12月4日（金）まで

- 令和9年度の保育所入所について、入所申込（給付認定申請）の受付を行います。
（本町では「教育・保育給付認定申請」と「保育所入所申請」の手続きを同時に行っていただきます。）
- 令和9年度中の保育所利用を希望される方は、本案内の内容をご確認のうえ、受付期間内にお申し込みください。

< 目 次 >

1. 「給付認定（申請）」について	… P.1
2. 申請書の提出（受付）	… P.1
3. 給付認定（保育の必要性等）	… P.2～3
（「保育標準時間」と「保育短時間」のイメージ）	… P.4
（特別保育事業一覧）	… P.4
4. 保育料・給食費	… P.5
5. その他	… P.5
○ 添付書類一覧（入所申請関係・保育料算定関係）	… P.6
6. 特別利用保育	… P.7～8
（「特別利用保育」と「一時預かり保育」のイメージ）	… P.8
（八頭町保育所一覧）	… P.8
7. 広域利用（入所）	… P.8
○ 保育料徴収基準額表	… P.9
○ 認定申請書の「記入上の注意」・「記入例」	… P.10～12

1. 「給付認定（申請）」について

給付認定とは？

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの教育・保育を保障するための「給付（認定）制度」が導入されており、保育所などを利用する場合は「給付認定」を受ける必要があります。

「給付認定」とは、保育所等への入所申込時に「給付認定申請書」を提出していただき、保育を必要とする理由や保育の必要量などを国が定める基準により町が客観的に審査したうえで、「保育の必要性」に応じた3つの区分のいずれかに認定するものです。

認定区分と有効期間

認定区分		有効期間
1号認定	「3歳～5歳」の「保育の必要性のない」子ども	「小学校に入学するまでの期間」
2号認定	「3歳～5歳」の「保育の必要性のある」子ども	「小学校に入学するまでの期間」または「保育が必要な期間」のいずれか短い方
3号認定	「0歳～2歳」の「保育の必要性のある」子ども	「満3歳の誕生日の前々日までの期間」または「保育が必要な期間」のいずれか短い方

2. 申請書の提出（受付）

受付期間	令和8年11月2日（月）から12月4日（金）まで
受付場所（提出先）	町民課（役場本庁舎）、または、町内各保育所（第1希望の保育所）

◎ 保育所への入所（新規入所・入所保育所の変更）を希望される方は、「給付認定申請書」と添付書類を提出してください。（給付認定申請によって、保育所入所の手続を同時に行います。）

（八頭町にお住まいの方が対象です。転入予定での申請も可能ですが、入所時には八頭町へ転入している必要があります。）

※ P.10～12の記入例等を参考に漏れのないように記入してください。

添付書類

○ 「家庭で保育ができないことを証明する書類」を必ず添付してください。

※ 入所希望児童の「同居の満60歳未満の祖父母」の方の書類も提出が必要です。

（同居であっても「満60歳以上の祖父母」・「おじ」・「おば」の方のものは不要）

○ 令和8年1月2日以降に八頭町へ転入された方（転入される予定の方）については、保育料算定のため、「個人番号申出書兼利用同意書」または「所得課税証明書」などの提出が必要です。

（※ 詳しくは、P.6の「添付書類一覧」をご確認ください。）

3. 給付認定（保育の必要性等）

○ 保護者の就労状況など保育の必要状況等によって保育給付認定と入所決定を行います。決定した場合には、町から認定証（利用承諾書）を交付します。（転入予定の方には内定通知書を交付します。）

※ 交付時期は、例年2月中旬頃ですのでご了承ください。

保育必要性ごとの認定内容

① 就労の場合

保育必要量		就労時間による認定基準	考え方
保育標準時間	最長11時間/日 (7時～18時)	保護者の就労時間が1月当たり 「 <u>120時間以上</u> 」	就労下限は1週あたり30時間 程度を基準とする。 (30時間×4週＝120時間)
保育短時間	最長8時間/日 (8時～16時)	保護者の就労時間が1月当たり 「 <u>60時間以上120時間未満</u> 」	就労下限は1週あたり15時間 程度を基準とする。 (15時間×4週＝60時間)

※ なお、保護者の就労時間に、以下のとおり勤務地ごとに定めた通勤に係る基準時間を含めた時間で保育必要量の認定を行います。

<勤務地ごとの基準時間>

勤務地	通勤に係る基準時間(目安)
八頭町内	就業終了時間から概ね30分まで
八頭郡内（他町）	就業終了時間から概ね45分まで
鳥取市内	就業終了時間から概ね60分まで
その他地域	面談等により判断

<農林業従事者の場合>

※ 農林業従事者の方の保育必要量の認定は、事業所等で就労している場合と同様に、実際の従事時間等に合わせて認定を行います。

必要耕作面積等の基準は以下のとおりです。

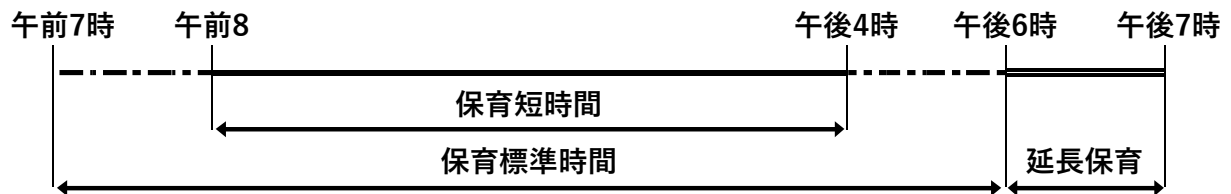
区 分	必要耕作面積等の基準	
① 田・畑・樹園地	耕作面積	約20アール以上／耕作者1人
② 家畜の飼育	牛	約3頭以上／飼育者1人
	養鶏	約200羽以上／飼育者1人
③ 林業等	管理面積	約30アール以上／管理者1人
④ その他の農林業	前記①～③を準用する	



② 就労以外の場合

保育が必要な事由		保育必要量 (利用可能時間)	有効期間 (国基準)	有効期間 (八頭町基準)
妊娠・出産	○妊娠中であるか又は出産後間もないこと	保育標準時間	出産予定日から起算して前8週間と後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間	国に準ずる
保護者の疾病・障がい等	○疾病・負傷し、又は精神や身体に障がいを持っていること	保育標準時間	—	事情を勘案して町が認める期間
親族の介護・看護	○同居の親族を常時介護（長期間入院を含む）していること	保育標準時間	—	事情を勘案して町が認める期間
災害復旧	○震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっていること	保育標準時間	—	事情を勘案して町が認める期間
求職活動	○求職活動（起業準備を含む）を断続的に行っていること	保育短時間	90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間	原則90日間を経過する日が属する月の末日まで (<u>経過後も引き続き求職活動状況にあると認められる場合には、年度内1回に限り更新する。</u>)
就学	○学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること	就労の場合に準じて認定	卒業予定日または就学予定日が属する月の末日までの期間	国に準ずる
	○職業訓練等を受けていること	就労の場合に準じて認定	—	職業訓練等の受講が終了する日が属する月の末日まで
児童虐待・DV	○児童虐待のおそれがあると認められること ○配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること	保育標準時間	—	事情を勘案して町が認める期間
育児休業	○育児休業をする場合であって、 <u>当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の子どもが保育所等を引き続き利用することが必要であると認められること</u>	保育短時間	事情を勘案して市町村が定める期間	育児休業の期間等、当該子ども及び保護者の状況並びに地域における保育利用の公平性を勘案して町長が認める期間
その他	○上記に類するものとして町が認める事由に該当すること	上記に準じ事由を勘案して認定	事情を勘案して市町村が定める期間	事情を勘案して町が認める期間

「保育標準時間」と「保育短時間」のイメージ



※ **保育認定時間にかかわらず、保護者の就労時間等その必要性に合わせて、児童の送迎を行っていただくようお願い**します。

(なお、「保育標準時間」認定の場合であっても、家族等の支援により早目の迎えが可能な方は「保育短時間」を選択することができます。)

< 特別保育事業一覧 >

事業名	内 容
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズに対応するため、平日の標準時間保育終了後において、最長午後7時まで延長して保育を行なう事業です。
土曜午後保育事業	保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズに対応するため、土曜日の通常保育時間終了後において、最長午後6時まで延長して保育を行なう事業です。
病後児保育事業	児童が病気回復期にあり、医療機関による入院治療は必要ないものの他の児童との集団生活が困難な時期において、専用保育室での保育を行う事業です。
障がい児保育事業	集団保育が可能な心身に障がいをもつ児童を保育所で受け入れ、他の児童とともに集団での保育を行うものです。

延長保育

実施施設	郡家東・郡家・国中・船岡・八東の各保育所（町内全保育所）
保育時間	午後6時から午後7時まで（祝日を除く月～金曜日）
対象児童	保護者の勤務形態により、通常保育時間内（午後6時まで）の迎えが不可能な児童

（※ 利用申込の手続きは、入所決定後に保育所を通じて行っていただきます。）

土曜午後保育

実施施設	郡家東・郡家・国中・船岡・八東の各保育所（町内全保育所）
保育時間	（土曜日の）午前11時30分から午後6時まで
対象児童	保護者の就労や就学、疾病などにより、土曜日の午後において保育所での保育が必要な児童 （※実際に保育が必要な日の利用に限ります。なお、冠婚葬祭や学校行事などの私的理由による場合は利用対象となりません。）
昼 食	弁当持参となります。
保 育 料	通常の保育料に含まれます。

（※ 利用申込の手続きは、入所決定後に保育所を通じて行っていただきます。）

4. 保育料・給食費

○ 保育料は、①「児童の年齢区分（3歳以上児・3歳未満児）」、②「市町村民税の課税状況に基づく階層区分」、③「保育認定時間（保育標準時間・保育短時間）」により決定します。

（※保育料の基準額は、P.9の「保育料徴収基準額表」のとおりです。保育料を試算される場合は、保育料徴収基準額表を参考に計算してください。）

① 4～8月分の保育料は「前年度の市町村民税の課税状況」で算定します。

② 9月～翌年3月分の保育料は「当年度の市町村民税の課税状況」で算定します。

注 令和8年1月2日以降に八頭町へ転入された方（転入される予定の方）については、保育料算定のため、「個人番号申出書兼利用同意書」または「所得課税証明書」などの提出が必要です。

（※ 詳しくは、P.6の「添付書類一覧」をご確認ください。）

<保育料の無償化>

○ 3歳以上児の保育料は無償です。（児童の年齢は入所年度4月1日現在の満年齢で認定しますので、3歳になる年度内は保育料がかかります。）

○ また、3歳未満児であっても、世帯で第2子以降の児童の場合は、保育料が無償となります。（町独自制度）

<給食費(主食費・副食費)>

○ 町立保育所では、3歳以上児の主食（ごはん等）を各保育所で調理・提供しています。

○ 町立保育所入所の3歳以上児の給食費（主食費と副食費）は、町独自制度により免除（全額減免）となります。

5. その他

○ 近年、3歳未満児の入所希望者数が多くなっており、全ての方がご希望どおりの保育所へ入所いただくことが難しい状況となっています。

入所希望者数が、各保育所の入所可能人数を上回る場合、「保育を必要とする状況」や「世帯の状況」などによって入所の調整を行います。

（※ 必ずしも希望する保育所へ入所できるとは限りませんので、ご了承ください。）

○ 保育所の見学を希望される場合は、直接各保育所へお申し込みください。

（※ 各保育所の連絡先は、P.8の「八頭町保育所一覧」をご覧ください。）

<問合せ先> 八頭町役場町民課・保育所係（電話：0858-76-0205）



< 添付書類一覧 >

(1) 保育所入所申請関係(家庭で保育ができないことを証明する書類)

入所事由 (保育が必要な事由)		提出書類	証明者・ 申立者
就 労	居宅外勤務	「就労証明書」	事業主
	(内職等) 居宅内就労	「就労証明書」 <div> <div> < 育児休業から就労復帰をされる方 > 「育児休業の取得」欄・「復職(予定)年月日」欄を 記載した就労証明書を提出してください。 </div> </div>	発注して いる事業者
自営業	経営者	「就労証明書」	本 人
	経営者以外	「就労証明書」	事業主
農 業		「農業従事申立書」	本 人
求 職 活 動 妊 娠 ・ 出 産		「求職・出産申告書」(妊娠・出産：母子健康手帳の表紙及び出産 予定日・出産日のわかるページの写し)	本 人
就 学		入学決定通知書や在学証明書・学生証の写しなど就学・履修状況の わかるもの(※入学日から修了日までの期間がわかるもの)	就学先
障 が い		「疾病等状況申立申告書」(手帳等の写しを添付)	本 人
親 族 の 看 護 ・ 介 護		「介護・看護状況申告書」(介護認定書の写しなど、介護・看護が 必要である状況がわかるものを添付)	本 人
疾 病 ・ 負 傷		「疾病等状況申立申告書」(診断書や病院の受付カードなどの写し を添付)	本 人
災 害		罹災証明書	消防署

※「育児休業による保育所等の継続利用の場合」は、就労証明書(育児休業期間等が記載されたもの)と育児休業によ

(2) 保育料算定に必要なもの

① 令和8年1月1日以前から八頭町 に住所がある方	「認定申請書の⑤欄(裏面)に署名捺印」をしてください。
② 令和8年1月2日以降に八頭町に 転入された方・される(予定)の方	「認定申請書の⑤欄(裏面)に署名捺印」のうえ、 ア「個人番号(マイナンバー)申出書兼利用同意書」、または、 イ「令和8年度所得課税証明書」を提出してください。

ア「個人番号(マイナンバー)申出書兼利用同意書」

書類を添付のうえ提出してください。(※個人番号利用により、課税状況の情報確認を行います。)

イ「令和8年度市町村民税(都道府県民税)所得課税証明書」

○ 令和8年1月1日時点で住民登録のあった市町村に請求し取得してください。

「その他住民税課税状況のわかる書類(以下のもの)」でも可

- 「令和8年度市町村民税・県民税特別徴収税額の決定(変更)通知書」の写し
- 「令和8年度市町村民税・県民税納税通知書」の写し

(※ 住所・氏名・市町村民税額が分かる部分を提出してください。)

(※ なお、住宅借入金等特別控除・寄付金控除などの状況確認が別途必要な場合には、「所得課税証明書」の提出をお願いすることがあります。)

※(従前)海外にお住まいのため住民税課税状況のわかる書類の提出ができない方は、役場町民課へご相談ください。

6. 特別利用保育

「特別利用保育とは？」

○「特別利用保育」とは、1号認定子ども（＝3歳以上児で保育の必要性の無い子ども）が保育所から受けることのできる保育のことをいいます。

「幼稚園などの教育施設が地域にない」・「教育施設はあるが、利用希望者の自宅から距離が離れていて実際には利用することができない」などの各地域の状況により、本来、保育の必要性の無い満3歳以上の子ども（＝1号認定子ども）が保育所を利用できる制度です。

○八頭町では、町内に1号認定子どもが利用可能な教育施設（＝認定こども園など）が無い場合、令和4年度から「特別利用保育」を実施しています。

① 対象児童

○八頭町内に居住し、4月1日時点で3歳以上（＝3歳児クラス以上）の児童のうち、保育の必要性の無い児童（＝1号認定子ども）です。

※特別利用保育の利用は、「利用を希望する保育所の定員に空きがある場合」に限られます。（保育の必要性のある「2号認定子ども」の入所を優先するためです。）

認定区分		有効期間
1号認定 （＝特別利用保育）	「3歳～5歳」の「保育の必要性のない」子ども	「小学校に入学するまでの期間」

② 利用（実施）内容

実施施設	郡家東・郡家・国中・船岡・八東の各保育所（町内全保育所）
利用日	月曜日～金曜日（土曜日のご利用いただけません。）
保育時間	午前8時30分から午後3時まで（教育標準時間＋昼食時間）

③ 利用者負担（保育料等）

○特別利用保育の保育料は「無償」です。（3歳以上児のため、2号認定子どもと同様に無償です。）

○主食（ごはん等）は各保育所で提供します。また、給食費（主食費と副食費）は町独自制度により免除（全額減免）です。

④ 特別利用保育等を希望される方へ

○特別利用保育による保育所への入所を希望される場合は、役場町民課、または、各保育所に直接ご相談ください。

（※専用の「給付認定申請書」の提出が必要です。）

<問合せ先> 八頭町役場町民課・保育所係（電話：0858-76-0205）

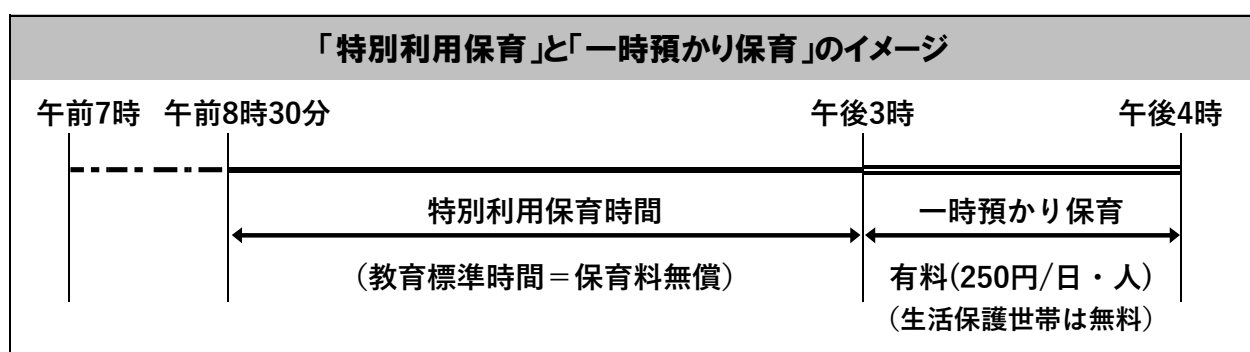


⑤「一時預かり保育」について

○ 家庭の状況等により、特別利用保育時間の終了後(午後3時以降)に引き続き保育が必要であると認められる場合には、一時預かり保育を利用することができます。

利用要件	特別利用保育の事業実施時間の終了後において、保護者の就労、疾病、介護、看護、冠婚葬祭その他やむを得ない理由により一時的に家庭での保育が困難な場合 (※ 利用の都度、事前の申込が必要です。)
利用時間	午後3時から午後4時まで(1時間以内)
利用料	250円/日・人(ただし、生活保護世帯は無料です。)

(※ 詳しくは、役場町民課、または、各保育所へご相談ください。)



<八頭町保育所一覧>

保育所名	所在地	電話番号	定員 (※)	開所時間		受入 年齢	特別保育事業				
				平日	土曜日		延長 保育	土曜 午後 保育	病後 児保 育	障がい児 保育	一時 保育
郡家東保育所	稲荷167	72-5000	160	7時 ～ 19時	7時 ～ 18時	6か月 ～	○	○	○	○	○
郡家保育所	郡家71-1	72-3123	140								
国中保育所	石田百井3-2	72-3137	90								
船岡保育所	坂田30	72-6400	120								
八東保育所	安井宿1346	84-6425	130								

(※「定員」は「施設定員」であり、「受入可能定員」ではありません。)

7. 広域利用(入所)

○ 町外の保育施設等の利用を希望される場合は、役場町民課に直接ご相談ください。

(※町外の保育施設の入所対象者や入所要件などについては、各所在市区町村で定められています。)

保育料徴収基準額表

<2号認定・3号認定>

(単位:円)

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分			保育料基準額(月額)			
			3歳未満児		3歳以上児	
階層 区分	定 義		保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間
第1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
第3	市町村民税所得割非課税世帯		※0円 10,300円	※0円 10,500円	0円	0円
第4-1	市町村民税所得割 課税世帯	32,000円未満	※7,450円 15,900円	※7,600円 16,200円	0円	0円
第4-2-a		32,000円以上 48,600円未満	※7,900円 16,800円	※8,050円 17,100円	0円	0円
第4-2-b		48,600円以上 57,700円未満	※8,400円 16,800円	※8,550円 17,100円	0円	0円
第4-2-c		57,700円以上 64,000円未満	※8,400円 16,800円	※8,550円 17,100円	0円	0円
第4-3-a		64,000円以上 77,101円未満	※8,800円 17,600円	※9,000円 18,000円	0円	0円
第4-3-b		77,101円以上 97,000円未満	17,600円	18,000円	0円	0円
第5-1		97,000円以上 121,000円未満	23,500円	24,000円	0円	0円
第5-2		121,000円以上 145,000円未満	24,900円	25,400円	0円	0円
第5-3		145,000円以上 169,000円未満	26,200円	26,700円	0円	0円
第6-1		169,000円以上 213,000円未満	32,300円	32,900円	0円	0円
第6-2		213,000円以上 257,000円未満	34,200円	34,800円	0円	0円
第6-3		257,000円以上 301,000円未満	35,900円	36,600円	0円	0円
第7-1		301,000円以上 333,000円未満	39,700円	40,400円	0円	0円
第7-2		333,000円以上 365,000円未満	43,400円	44,200円	0円	0円
第7-3		365,000円以上 397,000円未満	47,100円	48,000円	0円	0円
第8		397,000円以上	61,300円	62,400円	0円	0円

- (1) 第2階層から第4階層に属する世帯がひとり親世帯又は、在宅障がい児(者)のいる世帯に該当する場合は、※の保育料とする。
- (2) 第2～8階層については、生計を一にしている父母の課税合算額を基本として決定する。
- (3) 満3歳に達した日の属する年度中の2号認定の保育料は、3号認定の額を適用する。
- (4) 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除による控除前の額とする。
- (5) 生計を一にする第2子以降の児童が保育所へ入所している世帯にあつては、前(3)、(4)の規定にかかわらず、入所児童のうち当該世帯の第2子以降の児童の保育料は0円とする
- (6) 前各号の規定により算出された保育料に、10円未満の端数があるときは、それを切り捨てるものとする。
- (7) 管内公立保育所に通所する3歳以上児の副食費については、国減免・自治体独自減免両制度により、対象児童全てを免除することとする。

◎ 「特別利用保育」の保育料は無償とする。(3歳以上児のため、2号認定子どもと同様に無償)

＜ 記入上の注意 ＞

この給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ市町村役場（幼稚園等を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
保護者との続柄は、保護者からみた児童の続柄を記入してください。（第____子）
- 2 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入して下さい。
- 3 「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先電話番号）は、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入して下さい。なお保護者が法人の場合は、保護者氏名には代表者の氏名を記入し、（住所）には法人の住所と法人名、および児童の居住地を記入してください。
- 4 ①「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、③「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、保護者（両親又は養親又は後見人など）ごとに、児童を保育できない理由を下記5の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（■）し、かつ、その具体的な状況を、同欄に記入して下さい。
※ 具体的な状況は、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、を記入して下さい。
なお、下記5の表(1)～(9)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は「その他」にチェック（■）し、内容を記入して下さい。
また、「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には、備考欄に氏名を記入して下さい。
- 5 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親のいずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労等（居宅外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
（居宅内労働）児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
- (3) 疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
- (4) 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
- (5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (6) 求職活動 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
- (7) 就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合
- (8) 虐待・DV 虐待・DVのおそれがある場合
- (9) 育児休業（保育所等の継続利用） 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合

- 6 ②「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んで下さい。
- 7 ②「アレルギー情報」や「その他特記事項」の欄は、入園施設決定の参考情報となりますので、報告しておいた方がよい情報は浅れなく記載してください。（例えば、小規模保育の卒園児などの場合は、その旨を記載してください）
- 8 ③「ひとり親世帯等の有無」や「生活保護の提供の有無」欄は、利用者負担額を算定する時に必要な情報となりますので、該当する場合は浅れなく記載してください。
- 9 ③「児童の世帯員」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親、及び同居している親族等の全員について記入してください。
申請児童の両親については、同居・別居の別を「備考」に記入して下さい。また、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費の給付認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入して下さい。
なお、利用料の決定のために必要な書類をあわせて添付して下さい。

（裏面）

- 10 ④「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。）
- 11 ④「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近い等）を記入して下さい。
- 12 ⑤「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名して下さい。

（留意事項）

- 支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、
- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知下さい。

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

押印してください。(自署の場合は押印不要です。)

※ 自署の場合は印は不要です。

令和〇年〇月〇日

保護者氏名 八頭 一郎

印

八頭町長

様

転入予定で申請される場合は、現住所と転入予定地の両方をご記入ください。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る給付認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前子 ども	氏 名	生年月日	性別	保護者 との続柄	認定者番号 ※既に認定済みの場合
(ふりがな) やず じろう 八頭 二郎	令和〇年〇月〇日生	男	女	第〇子	
保護者 住所・連絡先 ・生年月日	(郵便番号) 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (生年月日) (住所) 八頭郡八頭町郡家〇〇アパート 昭和〇〇年〇月〇日 (※転入予定の場合は現住所と転入予定地を記入してください。) (連絡先電話番号①) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (連絡先電話番号②) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇				
保育の希望 の有無(*1)	☒ 有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む) (転園希望の場合) 現在の入所施設: 〇〇〇〇保育所 <hr/> ☐ 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)				

(*1) ・「保育所等」とは、保
居宅訪問型保育、事業
・「幼稚園等」とは、幼
保育所等で保育の利用を希望する場合は、「有」に○をしてください。
また、転園希望の場合は、現在の入所施設を記入してください。

① 保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入して下さい。

続柄	必要とする理由	備考
父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業(保育所等の継続利用) ☐ その他	
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 他	

手帳をお持ちの場合は、コピーを添付してください。

② 申請児童の情報

障害者手帳の情報	無	有(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
アレルギー情報	無	有 牛乳
その他特記事項	無	有

アレルギーがあればご記入ください。

※保育を行ううえで特に必要な配慮があれば、その内容をご記入ください。

③ 世帯の状況

ひとり親世帯等の有無	非該当	該当(□ひとり親世帯等 □在宅障害児(者)のいる世帯)				
生活保護の適用の有無	非該当	該当(年 月 日保護開始)				
区分	氏 名	生年月日	性別	児童との続柄	職業又は学校名等	備考
児童の世帯員	やず いちろう 八頭 一郎	昭和〇年〇月〇日生	男	父	〇〇銀行	
	やず はなこ 八頭 花子	昭和〇年〇月〇日生	男・女	母	〇〇商事(株)	
	やず たろう 八頭 太郎	平成〇年〇月〇日生	男・女	兄	〇〇小学校	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女			
(ふりがな)	※世帯を別にしていても、同じ家に居住している場合は、その家族全員をご記入ください。(生年月日、続柄、職業等の漏れがないようにご記入ください。) ※同居の満60歳未満の祖父母の方については、保護者と同様に「家庭で保育ができない理由」を証明する書類の提出が必要です。					

(表面)

〈慣らし保育〉
 育休からの復職（職場復帰）の場合に限り、復職日の前2週間の範囲で「慣らし保育」の利用が可能です。
 （例：復職日＝7月1日（月）の場合、6月17日（月）から利用可能）
 （※復職日が4月1日の場合には、年度をまたぐ利用となるため、慣らし保育は利用できません。）
 慣らし保育の利用を希望される場合は、復職日の前2週間の範囲内で、利用開始（希望）日を記入してください

記入例（裏面）

就労状況等により「保育標準時間」となる方が、家族等の支援により「保育短時間」での対応を希望される場合は、「保育短時間」に○をしてください。

④利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで		
希望する保育必要量	☒ 1 保育標準時間認定 ☐ 2 保育短時間認定		
希望する利用曜日・時間（*3）	利用曜日	利用時間	
	月曜日から 金曜日まで	7時30分 から 18時00分 まで	
	土曜日	時 分 から 時 分 まで	
希望する施設を3つまでご記入ください。 利用を希望する施設（事業者）名（*4）	施設（事業者）名・希望理由（*5）		
	第1希望	〇〇保育所	（希望理由） （下記から選んで番号を記入してください） ①
	第2希望	△△保育所	（希望理由） （下記から選んで番号を記入してください） ④
	第3希望	□□保育所	（希望理由） （下記から選んで番号を記入してください） ⑤
			事業所番号（*6）

（*3）幼稚園等の利用を希望する場合は記入不要です。

（*4）幼稚園等を経由して町に提出する場合は記入不要です。

（*5）小規模保育等を利用しており連携施設への入所

（*6）町記載欄のため、申請時に記入は不要です。

下記の〈希望理由〉から選んでご記入ください

- 〈希望理由〉
- ①家が近いから
 - ②きょうだいが通っているから
 - ③延長保育があるから
 - ④通勤に便利だから
 - ⑤保育が良いから
 - ⑥その他（具体的にご記入ください）

⑤税情報等の提供に当たっての署名欄

町が施設型給付費・地域型保育給付費の給付認定に必要な町民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

町民税の課税状況や世帯状況の情報確認に係る閲覧同意についての署名捺印です。
 （自署の場合、押印は不要です。）

※ 自署の場合は印は不要です。

保護者氏名

八頭 一郎

印

【添付書類確認欄】（※町使用欄）

- ☐ 「保育の利用を必要とする理由」の確認書類
 - ☐ 保護者分 ☐ 同居の満60歳未満の祖父母分（該当の方のみ）
 （就労証明書、疾病等状況申立申告書、介護・看護状況申告書、求職・出産申告書 など）
- ☐ 保育料算定に必要な書類（令和7年1月1日時点で八頭町に住民登録のない方のみ）
 （個人番号（マイナンバー）申出書兼利用同意書、所得課税証明書 など）

----- 保護者の方の記入はここまでです -----

【施設記載欄（幼稚園等を経由して町に提出する場合）】

受付年月日	令和 年 月 日
施設（事業者）名	（施設・事業所番号： ）
担当者氏名 連絡先	（担当者） （連絡先）
入所契約（内定）の有無	有（契約・内定（令和 年 月 日契約（内定））） ・ 無
備考	